資料５

令和８年３月12日

給付付き税額控除について

内閣官房
人口戦略本部・全世代型社会保障構築本部事務局

高市内閣総理大臣所信表明演説等

◆高市内閣総理大臣所信表明演説（令和７年10月24日）（抄）

- **税・社会保険料負担で苦しむ中・低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるようにしなければなりません。早期に給付付き税額控除の制度設計に着手します。**
- 人口減少・少子高齢化を乗り切るためには、社会保障制度における給付と負担の在り方について、国民的議論が必要です。**超党派かつ有識者も交えた国民会議を設置し、給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論してまいります。**野党の皆様にも御参加いただき、共に議論を進めてまいりましょう。

◆社会保障改革の推進について（内閣総理大臣指示）（令和７年11月17日）（抄）

第一に、給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について、

① **税・社会保険料負担で苦しむ中・低所得者の負担を軽減し、所得に応じて手取りが増えるよう、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、全世代型社会保障改革担当大臣は、関係閣僚と連携し、給付付き税額控除の制度設計を進めてください。**

② また、給付付き税額控除は、受益と負担に関わる課題であり、社会保障の在り方にも大きく関わるものであることから、全世代型社会保障改革担当大臣は、関係閣僚と連携し、**社会保障制度における給付と負担の在り方について、給付付き税額控除の制度設計を含め、政府・与党のみならず、野党も交えた丁寧な国民的議論を進めるための枠組みとして、国民会議を早期に設置するよう、調整を進めてください。**

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和７年11月21日　閣議決定）（抄）

第１章 経済の現状認識・課題及び経済対策の基本的枠組み

２．経済対策の基本的枠組み

（第１の柱：生活の安全保障・物価高への対応）

（前略）**中低所得者層に対しては、税・社会保障負担の軽減を進め、所得に応じて手取りが増える仕組みとするため、給付付き税額控除の検討に着手する**。（後略）

第２章「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第１節 生活の安全保障・物価高への対応

１．足元の物価高への対応．

（給付付き税額控除の制度設計着手）

社会保障関係費の急激な増加に対する危機感と、現役世代を中心とした過度な負担上昇に対する問題意識を共有しつつ、**税・社会保険料負担で苦しむ中低所得者の負担を軽減し、所得に応じて現役世代等の手取りが増えるよう、給付付き税額控除の制度設計に着手する**。**社会保障制度における給付と負担の在り方について国民的議論を行うため、超党派かつ有識者を交えた国民会議を設置し、給付付き税額控除の制度設計を含めた税と社会保障の一体改革について議論を行う**。

高市内閣総理大臣記者会見等

◆高市総裁記者会見（令和８年２月９日）（抄）

（前略）

速やかに特別国会を召集させていただき、まずは来年度予算や、予算関連法案を、１日でも早く成立させていく。野党の皆様にも御協力をお願い申し上げます。同時に、国民会議への参加、早期開催についても、協力を呼び掛けてまいります。

逆進性がある社会保険料負担に苦しむ低所得者・中所得者の皆様を集中的に支援し、恒常的に手取りが増えるようにする観点から、給付付き税額控除制度の導入に向けた議論を進めてまいります。

ただし、この制度導入には一定の時間がかかります。それまでの間、２年間に限り、飲食料品に対する消費税率をゼロ、とすることについて、国民会議において、スケジュールや財源の在り方など、実現に向けた諸課題の検討を進めていく考えです。

いずれにせよ、特例公債の発行に頼ることはありません。補助金や租税特別措置の見直し、税外収入などにより２年分の財源を確保した上で、できるだけ早く実現できるよう、知恵を絞ってまいります。

（後略）

◆高市内閣総理大臣記者会見（令和８年２月18日）（抄）

（前略）

まずは、今国会において、来年度予算や税制改正法案を始め、今年度末までに成立が必要な法案について、「全ては国民の皆様の安心と、強い経済構築のため」という観点から、野党の皆様にも御協力を呼びかけ、一日も早く成立させるように取り組んでまいります。同時に、超党派で構成される「国民会議」への参加、早期開催についても、協力を呼びかけてまいります。

税・社会保険料負担や物価高に苦しむ中所得・低所得の方々の負担を減らすため、**「給付付き税額控除」の制度設計を含めた「社会保障と税の一体改革」について、検討を進め、結論を得ます。**

また、同制度導入までの間、負担軽減策として、現在、軽減税率が適用されている飲食料品については、特例公債に頼ることなく、２年間に限り、消費税をゼロ税率とすることにつき、スケジュールや財源の在り方など、その実現に向けた諸課題に関する検討を加速します。

野党の皆様からの御協力が得られれば、夏前には「中間取りまとめ」を行い、税制改正関連法案の提出を目指します。

（後略）

高市内閣総理大臣施政方針演説（令和８年２月20日）

手取りの増加に向けた対策も講じます。

いわゆる百三万円の壁について、働き控えの解消と手取り増加の観点から、百七十八万円に引き上げます。

税・社会保険料負担や物価高に苦しむ中所得・低所得の方々の負担を減らすため、給付付き税額控除の制度設計を含めた社会保障と税の一体改革について、超党派で構成される「国民会議」において検討を進め、結論を得ます。

また、同制度導入までの間の負担軽減策として、現在、軽減税率が適用されている飲食料品については、特例公債に頼ることなく、二年間に限り、消費税をゼロ税率とすることにつき、スケジュールや財源の在り方など、その実現に向けた諸課題に関する検討を加速します。野党の皆様の御協力が得られれば、夏前には中間とりまとめを行い、税制改正関連法案の早期提出を目指します。

（中略）

人口減少・少子高齢化においては、社会保障制度における給付と負担の在り方や所得再分配機能について、国民的議論が必要です。国民会議において、与野党の垣根を越え、有識者の叡智も集めて議論し、結論を得ていきます。

諸外国の中低所得者を対象とした主な社会保障制度と税制に関連する給付措置等の位置付け

○　税制に関連する給付措置等は、各国の様々な社会保障制度の一部をなしているものである。制度の国際比較や我が国における制度設計にあたっては、税・社会保障制度の給付と負担全体の在り方を踏まえた議論が必要である。

	米国	英国		フランス	カナダ
生活扶助等（Social Assistance）	• 補充的栄養支援プログラム	• ユニバーサル・クレジット		• 積極的連帯所得手当	–
児童手当等（Family Benefits）	• 児童税額控除 • 貧困家庭一時扶助（児童手当）（注１）		• 児童手当	• 家族手当	• カナダ児童給付
勤労手当等（In-work Benefits）	• 勤労所得税額控除			• 活動手当	• 勤労者手当
住宅手当等（Housing Benefits）	–			• 住宅手当	–

※　青色のセルが、税制に関連する給付措置等であり、黄色ハイライトされたものが、そのうち、確定申告を前提に、税額控除と給付を組み合わせた制度。

（注１）アメリカでは、子供を養育する中低所得者の負担軽減として、所得税の枠組みの中で児童税額控除が存在。
（注２）ドイツは、勤労手当等は存在せず、生活扶助（市民手当）、児童手当等、住宅手当が存在している。
（注３）上記はあくまで主な制度を挙げたものであり、たとえばアメリカやカナダにおいては、州レベルでも様々な制度が存在する。
（備考）"The OECD Tax-benefit Model version 2.7.1" を基にした整理。

諸外国における税制に関連する給付措置等の概要　（2026年２月現在）

	米国	英国	フランス	カナダ	
制度名	(A)勤労所得税額控除 1975～ (B)児童税額控除 1997～	ユニバーサル・クレジット 2013～（旧制度1999～）	活動手当 2016～（旧制度2001～）	勤労者手当 2007～	食料品・必需品給付 （旧GSTクレジット） 2026～（旧制度1991～）
目的	・低所得者に対する支援 （社会保障税の負担軽減） ・就労・勤労意欲の向上	・公的扶助制度の提供 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者の生活水準向上 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者に対する支援 ・就労・勤労意欲の向上	・低所得者に対する支援
給付の仕組み	税額から控除 （控除しきれない額を給付）	税額から控除 （控除しきれない額を給付） （1999～） ⇒全額給付（2006～）	税額から控除 （控除しきれない額を給付） （2001～） ⇒全額給付（2016～）	税額から控除 （控除しきれない額を給付）	全額給付
受益額 イメージ(注1)	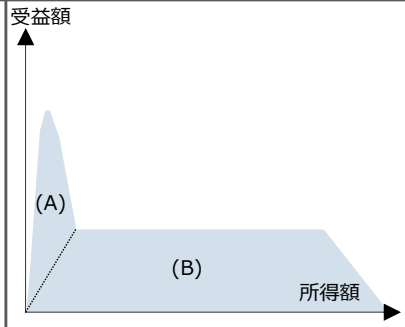	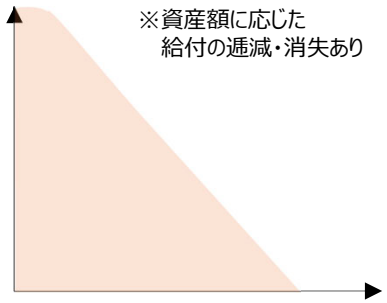	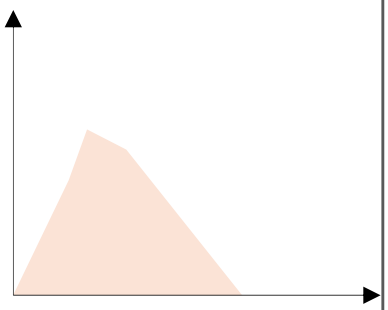	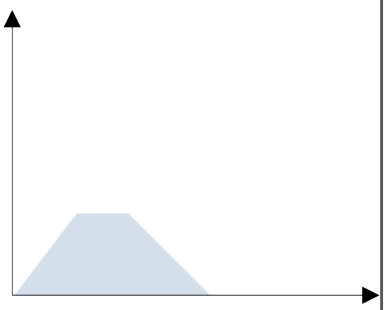	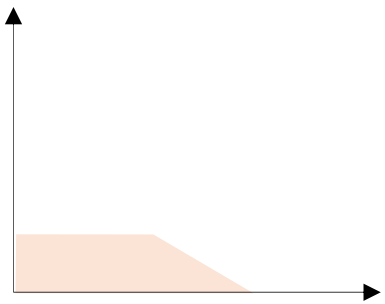
対象者 （主な適用要件）	(A)勤労所得税額控除(注２) 25歳以上65歳未満の勤労者 又は 子供を養育する勤労者 【年齢・勤労・養育要件】 (B)児童税額控除 子供を養育する勤労者 【勤労・養育要件】	18歳以上66歳未満の者 【年齢要件】	18歳以上の勤労者 【年齢・勤労要件】	勤労者 （勤労所得3,000Cドル以上） 【勤労要件】	居住者
執行当局	税務当局	社会保障当局	社会保障当局	税務当局	

（注１）夫婦子2人（5歳、2歳）・片働き・給与収入のみのケースを想定したもの。実際には、所得額には勤労所得（給与所得及び事業所得）や金融所得が勘案される。
（注２）勤労所得税額控除について、既婚者は原則夫婦単位課税を選択した場合にのみ利用可能。
（注３）ドイツについては、子どもを養育する者を対象として、子どもに対する最低生活費の保障を目的とした、児童手当（給付額：3,108ユーロ/子）及び児童控除（控除額：9,756ユーロ/子）が存在し、所得に応じていずれか有利な方が適用される。

（参考）

社会保障・税一体改革における給付付き税額控除及び軽減税率の議論の経緯（概略）

平成１３年～平成１８年

基礎年金国庫負担１／２への引上げ（2004年年金抜本改革）
「安定財源を確保する税制の抜本改革を行った上で2009年度までに年金の国庫負担割合を段階的に1/2に引き上げる」（年金改正法附則16条1項）

平成１９年

11月　政府税制調査会（抜本的な税制改正に向けた基本的考え方）

- 諸外国の実施状況等を参考にしながら、その制度化の可能性や課題について議論が進められていく必要。

平成２０年

12月24日　中期プログラム

- 給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討。
- 歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討。

– 平成21年税法附則104条
附則 104条：政府は（中略）3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。（後略）

– 少子化対策の位置づけ → 充当対象を従来の高齢者3経費から4経費に拡大

平成２４年

3月　　一体改革関連法案国会提出　→　６月　自公、協議入りを表明
8月8日　　三党党首会談（一体改革法案の早期成立を期す）
8月10日　一体改革関連法成立

- 法案提出時には附則で給付付き税額控除を導入する旨が規定されていたが、３党合意に基づく法案修正により、給付付き税額控除と軽減税率を検討するとの規定となり成立。

平成２７年

12月16日　平成２８年度与党税制改正大綱

- 平成２９年４月に軽減税率を導入する。

平成２８年

6月1日　消費税率引上げ（８％→１０％）を平成３１年１０月まで２年半延期（総理会見）

令和元年

10月1日　消費税率引上げ（８％→１０％）、軽減税率導入

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方・平成21年度税制改正法附則

○抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（政府税制調査会　平成19年11月）

第２　各論

１．個人所得課税

（７）いわゆる**「給付つき税額控除」（税制を活用した給付措置）**の議論

近年、アメリカ、カナダ等の諸外国では、給付と組み合わされた税額控除制度が導入されているが、我が国でもこうした制度の導入を検討してはどうかという議論がある。このような制度は、**課税最低限以下の低所得者に対して、税額控除できない分を給付するという仕組み**であり、**若年層を中心とした低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応**といった様々な視点から主張されている。また、**税と社会保障を一体的に捉え、社会保険料負担を軽減する観点**から本制度を利用している国もある。

○平成21年度税制改正法附則（平成21年法律第13号）

（税制の抜本的な改革に係る措置）

第百四条　政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代（平成二十二年から令和元年までの期間をいう。）の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

３　第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一　**個人所得課税**については、**格差の是正**及び**所得再分配機能の回復**の**観点**から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、**給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組**の中で**子育て等に配慮**して**中低所得者世帯の負担の軽減**を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条　第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一　消費課税については、**消費税率**（地方消費税率を含む。以下この号において同じ。）**の引上げを踏まえ**て、次に定めるとおり検討すること。

イ　**低所得者に配慮する観点**から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。第六号において「番号法」という。）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度（次号ニ（３）及び第六号において「**番号制度**」という。）**の本格的な稼動及び定着**を前提に、**関連する社会保障制度の見直し**及び**所得控除の抜本的な整理**と併せて、総合合算制度（医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組みその他これに準ずるものをいう。）、**給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）**等の施策の導入について、**所得の把握**、**資産の把握**の問題、**執行面での対応の可能性**等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ロ　低所得者に配慮する観点から、**複数税率の導入**について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

ハ　第二条の規定の施行からイ及びロの検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。